

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（概要）

平成26年6月
農林水産省**1 趣旨**

農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）を踏まえ、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、日本型直接支払（多面的機能支払等）の取組を法律に位置付ける。

2 法案の概要**（1）基本理念**

- ① 農業の有する多面的機能は、国民に多くの恵沢をもたらすものであり、食料の供給の機能と一体として生ずる極めて重要な機能であることを踏まえ、将来にわたって国民がその恵沢を享受できるよう、国、都道府県及び市町村が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その発揮の促進が図られなければならないこと。
- ② 農業の有する多面的機能の発揮の促進に当たっては、地域における貴重な資源である農用地の保全に資する各種の取組が、地域住民による共同活動により営まれ、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たすとともに、農用地の効率的な利用の促進にも資することに鑑み、当該共同活動の実施による各種の取組の推進が図られなければならないこと。（第2条）

（2）基本指針の策定等

農林水産大臣による基本指針の策定、都道府県知事による基本方針の策定、市町村による促進計画の作成。（第4条、第5条、第6条）

（3）農業者団体等による取組等

農業者の組織する団体等は、日本型直接支払の対象となる次の取組に関する計画を作成し、市町村の認定を受けることができる。（第3条、第7条）

- ① 農地、農業用水等の保全・管理のための地域の共同活動により行われる次の取組
【多面的機能支払に相当】
 - イ 水路、農道、農地法面等の機能を維持するための取組
[農地維持支払に相当]
 - ロ イの機能を増進するための改良、補修等の取組
[資源向上支払に相当]
- ② 中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組
【中山間地域等直接支払に相当】
- ③ 自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組
【環境保全型農業直接支援に相当】

（4）取組に対する支援措置

市町村の認定を受けた計画に基づく取組に対し、次の措置を講じる。

- ① 国、都道府県及び市町村による費用の補助（第9条）
- ② 農業振興地域の整備に関する法律の特例（第10条、第11条）
（農用地区域の設定手続の簡素化、農用地区域からの除外の厳格化）
- ③ 土地改良法の特例（第12条）
（都道府県営の土地改良施設における管理委託の特例）

3 施行期日

平成27年4月1日

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の概要

趣 旨

- 農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能（国土保全、水源涵養、景観形成等）の発揮に支障。
- 農地集積が進む中で、水路・農道等の管理に係る負担が担い手に集中。

農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）において、日本型直接支払制度の創設、平成27年度からの法制化が位置付け。

日本型直接支払の効果

- ・ 地域の共同活動等を支援することにより、多面的機能の発揮を促進。
- ・ 担い手に集中した水路・農道等の管理を地域で支えることにより、構造改革を後押し。

基本理念

- ① 農業の有する多面的機能が、国民に多くの恵沢をもたらすものであることを踏まえ、その発揮の促進を図る取組に対し、国、都道府県及び市町村が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その発揮の促進が図られなければならないこと。
- ② 多面的機能の発揮の促進に当たっては、地域住民による共同活動が、良好な地域社会の維持・形成に重要な役割を果たしてきているとともに、農用地の効率的な利用の促進にも資することに鑑み、当該共同活動による取組の推進が図られなければならないこと。（第2条）

制度の仕組み

1. 農林水産大臣による「基本指針」の策定（第4条）

2. 都道府県知事による「基本方針」の策定（第5条）

3. 市町村による「促進計画」の作成

市町村は、基本方針に即して、農業の有する多面的機能の発揮を促進する事業（日本型直接支払の対象となる取組）の実施を促進する計画を作成（第6条）

4. 農業者団体等による事業計画の作成・実施

農業者の組織する団体等は、3.の事業を実施する計画（事業計画）を作成し、市町村に認定申請。認定された事業計画に基づき事業を実施（第7条）

<日本型直接支払の対象となる取組>（第3条）

- ① 農地、農業用水等の保全のための地域の共同活動により行われる次の取組 【多面的機能支払の対象】
 - イ 水路、農道、農地法面等の機能を維持するための取組 （農地維持支払の対象）
 - ロ イの機能を増進するための改良、補修等の取組 （資源向上支払の対象）
- ② 中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組 【中山間地域等直接支払の対象】
- ③ 自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組 【環境保全型農業直接支援の対象】

5. 事業計画の実施に対する措置

- 国、都道府県及び市町村による費用の補助（第9条）
- 農業振興地域の整備に関する法律の特例（第10条、第11条）
（農用地区域の設定手続の簡素化、農用地区域からの除外の厳格化）
- 土地改良法の特例（第12条）（都道府県営の土地改良施設における管理委託の特例）

施行期日：平成27年4月1日（平成26年度は予算措置として実施）